

## USPTO が不正な商標手続に対する制裁措置の流れについて公表

2022年1月7日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

USPTOは1月5日付官報<sup>1</sup>で、商標手続の規則違反に対する制裁措置の流れについて公表した。USPTOはこの通知に対する意見を1月20日まで募集している。

この措置は、署名、証明書、代理業務等に関する商標実務規則(Trademark Rules of Practice) やUSPTOウェブサイト利用規約等に違反する商標手続を対象としている。

USPTOはこれまでも規則等に違反する商標手続に対して制裁を実施しており、2021年12月には中国を拠点とする法律事務所に対する制裁を公表したところである<sup>2</sup>。今回の公表はこのような制裁措置の流れを明確化するものである。

制裁措置の流れは以下のとおり。

### 1. 報告及び調査

USPTOは、審査官等からの内部情報や外部からの通報等に基づき、疑わしい商標手続について調査を開始する。調査は、商標実務規則等の規則やUSPTOウェブサイト利用規約への違反があるか、不正な組織的出願ではないか、の2点について、当該手続や関連する手続の出願データ、及び他にUSPTOが入手可能な情報に基づいて行われる。

調査の開始により審査は中断され、行政的な措置による中断の旨が審査履歴に掲載されるとともに、電子記録上のメールアドレス宛に中断の通知がなされる。また、当該手続にかかる各種期限が停止されるとともに、新しい書類の提出ができなくなり、出願の放棄、代理人の取り下げ、長官への請願書のみ提出可能となる。調査後、制裁に至らなかった場合には、審査は元の審査官に戻される。

### 2. 理由開示命令

調査により規則等への違反が認められた場合は、USPTOは当該手続に関与する者に対し、制裁を受けるべきでない理由があればその理由を期限までに説明するよう求める理由開示命令を出す。

理由開示命令は、対象となる商標出願及び商標登録の電子記録上に掲載される。

---

<sup>1</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-01-05/pdf/2021-28536.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_library/1/\\_Ipnews/us/2021/20211228.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2021/20211228.pdf)

理由開示命令には、違反の内容、対象となる商標出願及び商標登録、及び制裁の内容が記載される。制裁の内容は、関連する手続の終了、今後の商標に関する手続の禁止、uspto.govアカウントの停止等である。

### 3. 制裁命令

理由開示命令の後、USPTOは制裁が適当であると判断した場合には、最終的制裁命令を出す。命令には制裁の内容、対象となる商標出願及び商標登録が記載され、商標登録状況確認システム（TSDR）に掲載される。

なお、出願人には、制裁の対象となった商標出願及び商標登録に係る標章について、新しい出願を行うことが推奨されている。

制裁の対象となった手続に関与した者が規則等への違反を続ける場合には、USPTOはさらなる措置をとることが可能である。

(以上)